

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（202）

2. 日時：令和4年12月23日（金曜日）13：30～16：00

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

有吉上席安全審査官、片野管理官補佐、小舞管理官補佐、

島田安全審査官、荒井安全審査専門職、羽賀技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 統括管理室 主幹

大洗研究所 高速実験炉部 次長 他7名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）から、第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）（その4：耐竜巻設計）、第8条（火災による損傷の防止）に係る説明があった。この説明に対して、原子力規制庁より以下のコメントを伝えた。また、これまで原子力機構から提示された技術まとめ資料に対しても以下のコメントを伝えた。

（1）第6条

- ・耐竜巻設計のうち、コンクリート裏面剥離に対して、ネットを用いて裏面剥離したコンクリートの影響を軽減させる設計とする方針について説明があったが、設工認の段階においてはネット自体だけでなく、ネットの取り付け部を含めた詳細設計を確認することになるため、説明の準備をしておくこと。

（2）まとめ資料

- ・BDBAの評価のうち、各バウンダリの健全性について判断基準との関係が判るように記載すること。一例として、事象が推移した際の原子炉容器の最高温度が過度とならず、原子炉冷却材バウンダリの健全性が損なわれること

がないという説明があったが、判断基準との関係が不明確であることから補足して説明すること。

- ・ B D B A 資機材については、各計測機器の位置付けを明確にすること。また併せて、B D B A 資機材の火災防護対策を整理して説明すること。

○原子力機構から承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料 1 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）
（その 4 : 耐竜巻設計）

資料 2 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第 8 条（火災による損傷の防止）